

広島工業大学における新型コロナウイルス感染症に対する行動指針

基本方針

1. 広島工業大学は、学生と教職員の健康を第一に行動します。
2. 教育活動については、感染拡大防止を考慮した上で、学生が所定の期間で卒業・修了し、社会で活躍できるように、これまで同様、質の高い学びを提供します。
3. 研究活動については、感染拡大防止を考慮した上で、可能な限り継続します。

具体的対応

○HIT 行動指針レベル4

以下の状況のいずれかに該当した場合

- ・大規模なクラスター感染の発生が本学もしくは近隣で認められた場合
- ・大学に対して休業指示があった場合

- (1) 大学：大学構内への立入りを禁止する。
- (2) 授業：オンライン授業を実施する。
- (3) 研究：ゼミ室・研究室等での活動は停止する。
- (4) 課外活動：すべての活動を停止する。
- (5) 教職員：出勤停止とし、大学機能を維持する業務を、在宅勤務を中心に遂行する。また、出張及び学外からの訪問者対応は中止する。会議はオンラインで開催する。

○HIT 行動指針レベル3

以下の状況のいずれかに該当した場合

- ・大学関係者に感染者が確認された場合
- ・クラスター感染の発生が大学もしくは近隣で認められた場合
- ・大学に対して休業要請があった場合

- (1) 大学：大学構内への立入りは、教職員以外は原則禁止する。
- (2) 授業：オンライン授業を実施する。
- (3) 研究：ゼミ室・研究室等での活動は停止する。ただし、研究機器や実験動植物等の維持管理のための教職員等による最低限の活動は感染拡大防止策を講じることを条件に認める。
- (4) 課外活動：すべての活動を停止する。
- (5) 教職員：大学機能を維持する業務を交代勤務もしくは在宅勤務などで遂行する。また、感染者が出ていない近郊（出張に関する規定にある近郊出張に該当する範囲。以下同様。）への出張及び当該近郊からの訪問者対応は、感染拡大防止策を講じることを条件に認める。会議はオンラインで開催する。

○HIT 行動指針レベル 2

・近隣で感染者が認められた場合

- (1) 大学：一定の条件の下、大学構内への立入りを認める。また、大学施設の利用を一部認める。
- (2) 授業：オンライン授業を実施する。なお、資格関係や実施時期等の関係でやむを得ず対面授業を行う必要がある場合は、感染拡大防止策を講じた上で対面授業を実施する。
- (3) 研究：ゼミ室・研究室等での活動は感染拡大防止策を講じた上で実施する。
- (4) 課外活動：感染拡大防止策を講じることを条件に認める。ただし、近郊以外の場所での活動、また、物理的距離(約 2m以上)を常に保つことができない活動は認めない。また、週末の活動は認めない。
- (5) 教職員：感染拡大防止策を講じた上で勤務する。また、感染者が出ていない近郊への出張及び当該近郊からの訪問者対応は、感染拡大防止策を講じることを条件に認める。会議は原則オンラインで開催する。

○HIT 行動指針レベル 1

・近隣での感染者は認められないが、国内で感染者が認められる場合

- (1) 大学：大学構内への立入りを認める。また、大学施設の利用を認める。
- (2) 授業：感染拡大防止策を講じた上で、計画に従いオンライン授業及び対面授業を実施する。
- (3) 研究：ゼミ室・研究室等での活動は感染拡大防止策を講じた上で実施する。
- (4) 課外活動：感染拡大防止策を講じることを条件に認める。ただし、感染者が出ている地域での活動は中止する。
- (5) 教職員：感染拡大防止策を講じた上で勤務する。また、出張及び学外からの訪問者対応は、感染拡大防止策を講じることを条件に認める。ただし、多数の感染者が出ている地域への出張また当該地からの訪問者対応は原則中止する。会議はオンラインもしくは対面で開催する。

○HIT 行動指針レベル 0

・国内で感染者が認められない場合

- (1)～(5) 全てに対して、平常どおりとする。

※感染拡大防止策：3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避ける対策と行動、及び手洗い・咳エチケット・健康管理を常に励行すること。

※上記の内容は今後の政府や県の発表内容により見直す場合があります。

※大学関係者が感染していると確認された場合は、保健所等の指導を仰いだ上でレベルを決定します。

※レベルについては「新型コロナウイルス感染症対策本部 対策チーム（大学）」責任者が決定し、通知します。

以上